

瀬戸市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第17号

瀬戸市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市建築基準法施行条例（平成12年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(完了の通知等への準用)</p> <p>第7条 <u>第2条第2項の規定は、法第18条第20項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき完了の通知（法第18条第2項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>2 <u>第2条第4項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>3 <u>第3条、前条第1項及び第3項の規定は、法第18条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において、前条第1項第2号中「別記第10号様式による申請書」とあるのは、「別記第42号の9様式による計画通知書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>前条第2項及び第3項の規定は、法第18条第4項の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。</u></p>	<p>(計画の通知への準用)</p> <p>第7条</p> <p><u>第2条の規定は、法第18条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知に準用する。</u></p> <p>2 <u>第3条、第5条及び前条第1項の規定は、法第18条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。